



250年にわたる開かれた精神と
卓越した先見性

平成 26 年 10 月 9 日

投資家の皆様へ

ベアリング投信投資顧問株式会社

「ベアリング新興国債券ファンド（毎月決算型）」約款変更決定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当社では、追加型証券投資信託「ベアリング新興国債券ファンド（毎月決算型）」の投資信託約款の変更につきまして、平成 26 年 9 月 8 日に受益者の皆様にご提案しておりましたが、異議申出のあった受益者の受益権の口数が、受益権総口数の二分の一を超えなかったため、予定どおり平成 26 年 10 月 16 日をもって下記の通り信託約款を変更し、平成 26 年 11 月 11 日より適用いたしますのでお知らせいたします。

今後ともより一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更の内容

当ファンドの信託期間を無期限から平成 27 年 12 月 7 日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）までとします。

2. 変更理由

当ファンドの現在の信託財産規模および当ファンドの商品性の維持に鑑みて、信託期間を無期限から有期限（平成 27 年 12 月 7 日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）まで）に変更します。また、当該有期限までに運用の更なる継続が受益者のためにとって望ましいと判断される場合には受託者と協議のうえ信託期間を延長できる規定を設けます。

3. 約款の変更適用日

平成 26 年 11 月 11 日（火）

本件のお問い合わせ先

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号 03-3501-6381

受付時間 営業日の午前9：00～午後5：00

以上

ベアリング投信投資顧問株式会社

〒100-6166 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー12 階

TEL: 03-3501-6245

FAX: 03-3501-7870

www.barings.com/jp